

市税に係る減免措置調査票

| | | 所属名 | 福祉局 |
|--|------------------|---|-------------------------------|
| ① 減免対象 | 市税の税目 (該当に○印) | 個人市民税 | ・法人市民税 ・固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税 |
| | 減免内容 (該当条例等) | 生活扶助受給者等 | |
| | | 条例 第45条 第1項 第1号 | |
| ② 財政支援の必要性 | | <p>(1) 政策目的 生活保護</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 生活保護受給者に対する市税減免制度を廃止した場合、生活保護受給者の収入認定の際、市税について控除を行うなど実質的に課税分を生活保護費に上乗せすることになる。一方、対象者の把握方法や確認方法など事務処理の検討や、場合によっては業務システムの改修等も必要である。 そのため効率的な行政運営を図る観点から現行の減免制度を継続する必要がある。</p> <p>【厚生労働省事務次官通知(要旨) 第8-3(5)その他の必要経費】</p> <p>「地方税等」については、通常、就労収入から控除される社会保険料等と同様に、生活保護受給者の月の収入額を計算する際に、総額から必要経費として差し引くことができる。</p> | |
| ③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無 | | 有 | ・ 無 |
| ④ ③で「有」とした場合、その理由 | | <p>生活保護受給者に対する市税減免措置を廃止した場合、対象者の把握方法や確認方法など事務処理の検討や、場合によっては業務システムの改修等も必要である。</p> <p>また、他都市においても生活保護受給者に対する同様の減免措置を実施している。</p> | |